

奈良市公報

号外第8号

令和2年9月規則等

令和3年6月4日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

規則

月日	番号	件名	主管
9 1	56	奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	人事課

告示

月日	番号	件名	主管
9 18	483	奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示	福祉政策課
9 30	492	都市公園の設置等	公園緑地課

公営企業

月日	番号	件名	主管
9 28	20	奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	経営企画課

規則

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月1日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市規則第56号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表健康医療部の部医療政策課の項中「病院事業係」を「新型コロナウイルス対策係」に改める。

第36条の3医療政策係の部分中第9号を第19号とし、第8号の次に次の10号を加える。

- 病院事業の企画及び経営に関すること。
- 病院事業会計に関すること。
- 病院事業会計の一時借入金その他資金計画及び地方債に関すること。
- 病院事業の資産管理に関すること。
- 市立奈良病院運営市民会議に関すること。
- 市立診療所及び応急診療所に関すること。
- 市立看護専門学校に関すること。
- 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の運営に係る医師会等関係団体との連絡調整に関すること。
- 市立奈良病院、市立診療所及び応急診療所の施設

及び設備の整備に関すること。

(18) 総合医療検査センターに関すること。

第36条の3病院事業係の部分の次のように改める。

新型コロナウイルス対策係

- 新型コロナウイルス対策本部会議に関すること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集及び発信に関すること。
- その他新型コロナウイルス感染症対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

附則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

(令和2年9月1日揭示済)

告示

奈良市告示第483号

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月18日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱（平成14年奈良市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第2の6(3)に」を「第2の6(2)に」に、「第2の6(3)ア」を「第2の6(2)ア」

に改める。

第8条の表を次のように改める。

書類	様式	提出部数
精算額内訳表	別記第5号様式	1部
事業実績報告書	別記第6号様式	
工事契約金額報告書	別記第7号様式	
設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本		

別表第1中「短期入所事業所」の次に「、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所」を加え、「(7) 保育所等訪問支援事業所、」を「(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び」に改める。

附則

この告示は、令和2年9月18日から施行する。

(令和2年9月18日揭示済)

奈良市告示第492号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和2年9月30日

奈良市長 仲川元庸

名称	位置	区域	供用開始日
菅原町第7号街区公園	奈良市菅原町759番73、749番2、奈良市宝来町1160番10	別紙図面のとおり(別紙図面は省略し、奈良市都市整備部公園緑地課において一般の縦覧に供します。)	令和2年9月30日

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第20号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年9月28日

奈良市公営企業管理者

池田修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第5現場処理作業手当の項及び有害物等取扱業務手当の項中「及び」を「又は」に改め、同表備考第1項中「4時間以上」の次に「(水道施設内における動物の死体処理作業に従事した場合にあつては、2時間以上)」を、「4時間未満」の次に「(水道施設内における動物の死体処理作

業に従事した場合にあつては、2時間未満)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用する。

(令和2年9月28日揭示済)